

扶桑町議会議案第 19 号

扶桑町保育所設置条例の一部を改正する条例について

扶桑町保育所設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町保育所設置条例の一部を改正する条例

扶桑町保育所設置条例（昭和37年扶桑町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。

第7条第1項中「児童福祉法」を「法」に改め、「保育所において保育」の次に「又は乳児等通園支援」を、「保育料」の次に「又は利用料（以下「保育料等」という。）」を加え、同条第3項中「保育料」の次に「等」を、「免除」の次に「又は減額」を加える。

第8条中「保育料」を「保育料等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町保育所設置条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>（以下「法」という。）</u>の規定に基づき、乳児、幼児を保護しその健全なる育成を図るため、本町に保育所を設置して、これが管理に関しては法令に定めあるもののほか、この条例に定めるところによる。</p> <p><u>第2条の2 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。</u></p> <p>(保育料等)</p> <p>第7条 <u>法第24条第1項の規定により保育所において保育又は乳児等通園支援を行ったときの保育料又は利用料（以下「保育料等」という。）</u>は、国が定める額を限度として町長が定め、徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、必要と認めたときは、<u>保育料等の全部又は一部を免除又は減額</u>することができる。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、乳児、幼児を保護しその健全なる育成を図るため、本町に保育所を設置して、これが管理に関しては法令に定めあるもののほか、この条例に定めるところによる。</p> <p>(保育料等)</p> <p>第7条 <u>児童福祉法第24条第1項</u>の規定により保育所において保育を行ったときの保育料は、国が定める額を限度として町長が定め、徴収するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、必要と認めたときは、<u>保育料の全部又は一部を免除</u>することができる。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p>

新	旧
<p>第 8 条 <u>保育料等</u>を指定期日までに納付しないものがあるときは、町長は、その納付を督促し、なお納付しないときは、滞納処分をしなければならない。</p> <p>2 <u>保育料等</u>の督促及び滞納処分は、町税の例による。</p>	<p>第 8 条 <u>保育料</u>を指定期日までに納付しないものがあるときは、町長は、その納付を督促し、なお納付しないときは、滞納処分をしなければならない。</p> <p>2 <u>保育料</u>の督促及び滞納処分は、町税の例による。</p>